

## 議 事 日 程

平成 2 6 年 第 2 回 浜 中 町 議 会 定 例 会

平成 2 6 年 6 月 1 2 日 午 前 1 0 時 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 2 4 号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第 2 5 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第 4	議案第 2 6 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第 5	議案第 2 7 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 6	議案第 2 8 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 7	議案第 2 9 号	平成 2 6 年度浜中町一般会計補正予算 (第 1 号)
日程第 8	議案第 3 0 号	平成 2 6 年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 9	議案第 3 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 1 0	議案第 3 2 号	釧路町村公平委員会委員の選任同意について
日程第 1 1	議案第 3 3 号	釧路町村公平委員会委員の選任同意について
日程第 1 2	議案第 3 4 号	釧路町村公平委員会委員の選任同意について
日程第 1 3		浜中町農業委員会委員の推薦について
日程第 1 4	発議案第 3 号	「要支援者に対する介護予防給付の継続」と「利用者負担増の中止」を求める意見書の提出について
日程第 1 5	発議案第 4 号	炭鉱技術海外移転事業の推進に関する意見書の提出について

日程第16	発議案第5号	規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書の提出について
日程第17	発議案第6号	集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書の提出について
日程第18		議員の派遣について
日程第19		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・議会運営委員会)

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

---

◎日程第2 議案第24号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第24号の審議を続行します。

これから質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 昨日、議案の説明がありましたけれども、若干質問したいと思えます。それで議案関係資料の議案第24号の国保税の条例の資料のところでは質問させていただきます。全体的に説明されたものが資料としての説明文では、13ページが適切かと思っており、そこで質問したいと思えます。医療給付費分については、昨年同様限度額が51万円、それから後期高齢者支援金分が、昨年より2万円上がりまして16万円、介護納付金分がこれも昨年より2万円上がりまして、限度額が14万円という事で、限度額の総額が81万円になるという説明でした。医療給付費分については、金額同様ですが、後期高齢者と介護分で2万円ずつ上がって4万円上がることになる訳です。

それと次のページの所で、一般の方々の給付費の他に軽減措置というのもありまして、7割軽減、5割軽減、2割軽減という事で、軽減措置がなされております。それで軽減措置のところでは一般の方々の人数もそうですけれども、被保険者の人数が、一般の方も減っていますし、それから軽減措置の方も減っているのですが、まず1点目の質問は、こ

の軽減措置あるいは一般の方々の給付費の人数の減というのは、今までと同様の減り方で減ってきているものなのか。特に今年は、こういう面で減になるというような要素を加味した減なのかどうかということを説明して欲しいと思います。

2点目の質問ですが、限度額4万円上がりまして、77万円から81万円になりました。それから限度額を超えた方も203世帯ですか、昨年よりも相当に多い数で上がりました。全体的に4万円は上がったのですが、軽減措置になった7割、5割、2割の方々の全体の平均した給付費というのは、どのくらい7割の方で今年の場合は幾ら上がって、あるいは下がって5割の方は、2割の方はという事で説明願いたいと思います。

それから限度額と軽減措置のない中間層ですね。中間層は昨年と比べて保険料はどの辺りから上がって、どの辺りから下がって来るか。その辺の説明をお願いしたいと思います。以上。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（渡部直人君）** ただいまの10番議員の質問についてお答えします。

まず1点目の13ページ、限度額の関係と軽減数の関係ですけれども、介護納付金分と後期高齢者支援金分については、この度、各2万円ずつ引き上げられております。

この介護納付金と後期高齢者の分につきましては、それぞれ介護については、2号被保険者として、40歳から64歳の方の分を納付金として納めている分に対しての保険税を賦課している分です。

後期高齢者については、74歳までの全被保険者の方が現役世代の負担として、後期高齢者医療に対しての支援金として賦課している分でございます。この度の各2万円の引き上げについては、それぞれの納付金、国保へその支援金分相当額が2万円引き上げた分は国の算定によりまして、地方税法の絡みで概ね、限度額超過世帯が3%分について、2万円の差があるという場合に3%、実際の給付費とも差があるということで、この2万円を引き上げるべきだという事で国の方で決定しております。

これにおきまして、限度額超過分を引上げになりまして、この分を中間所得者層の被保険者の負担軽減という形で充てております。それと軽減分の関係ですけれども、7割、5割、2割の軽減の分ですけれども、この分につきましては、医療給付分ですけれども13ページの⑥ですね。低所得者軽減世帯数、本年につきましては、医療給付分、後期高齢者支援金523世帯となっております。前年度平成25年度が478世帯ですので45世帯増えています。ということは、これだけ軽減世帯が増えたという形に、この度

はなっております。介護納付金分につきましても、281世帯と前年対比で26世帯増えています。これの主な要因につきましては、昨日お話した低所得者への負担の軽減措置の拡充ということで、5割分と2割分の軽減措置が限度額、基準額が町で引き上げられております。この分につきましては、世帯数が増えたものと考えられます。

それと2点目の限度額分と軽減分の平均給付額にかかわる分ですけれども、この分については、あくまでも給付費は、全体で計算されますので7割、5割、2割分がどのくらい給付費が増えたかなど、そういう分の算出にはなっておりません。あくまでも全体の中で税額を決めて、7割、5割、2割については、その所得の状況ですね。7割軽減については、総所得が33万円以下、5割軽減については、その33万円に被保険者に一人当たり24万5,000円を掛けたものを下回るものについて該当し、2割負担につきましては、33万円に45×被保険者数を足したものが限度額となっております。そのような基準で算定しております。中間層の分ですけれども、限度額の方でもお話をしましたけれども、この中間層の分は今回7割、5割、2割負担の拡充となっております。具体的に言いますと、13ページに戻りますけれども、世帯数が単準に言いますと726世帯、給付費でいうとなっております。

中間層につきましては軽減世帯も該当しなく、限度額に該当しない世帯については542世帯になります。この世帯について限度額を上げた4万円については、この世帯に対して税額が安くなるという形になります。それと低所得者については、先ほどの話ですけれども、この分については、国からの交付金などがありますので、その分で増えるという要因はないです。中間所得者については、あくまでも限度額の分が、こちらの方に軽減されたという形になっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** まだ理解できないんですけれども、個々の人たちの26年度の給付額というのが決まっていないから、平均は幾らだと言われても、これは出ないんですという解釈かと思えます。

それで、最高が81万円限度額ということで、それから後期高齢者、介護で2万円ずつ上がってというところで、単純にどこの階層が今回の値上げと共に上がっていったのか。どの階層が下がることになるのかというのが、ちょっと明確な形で解らないものなのかどうか、ということを知りたいのと、もうひとつは国民健康保険税、世帯で最も低い人で年間いくらの支払いになるか、その数字は出ますか。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） まず、後段の方の話になりますけれども、基本的に7割軽減というのが一番多い形になりますので、被保険者の均等割、一人世帯という過程でいきますと2万9,000円、1万円、1万1,000円というのがありますので、これの分と世帯別平等割3万7,000円、9,000円というのがあります。

これで普通に考えると、一世帯1人だと10万5,000円です。10万5,000円ですけれども、7割軽減ですので7割安くなりますので3万1,500円、これが一番最低の数字になります。

先ほど、各々の所得などに基づいて、あと所得によって軽減が5割とか2割、更に所得のある人については、所得割が医療給付分で言いますと8.5%というのがかけられて、最終的に賦課されるという形になります。最終的にどこの層が値上げになっているかということですが、限度額いつている世帯については、その額、極端に言えば4万円上がって終わりですけれども、平均で見ただけであれば医療費分で一世帯当たり1万7,105円、後期高齢者分で4,132円、介護納付金分で4,099円それぞれ上がっています。この分については、基本的に4万円上がっている人もそうですけれども、低所得者も軽減は拡充されていますけれども上がって負担されます。

ただ、先ほど中間層で507世帯といいましたけれども、その層が一番負担が、この金額に近い額が行く形になります。これは全体の調定額という平均を、お話ししたいと思えますけれども、医療給付分と後期高齢者、介護納付金分、全体の調定額を世帯数1,268で割った数字32万7,032円に平成26年度なります。

平成25年度は幾らかと言いますと30万3,117円です。金額にして2万3,915円平均で上がる形になります。7.9%増という形になります。平均で言いますと、この額ですので大体平均の所得の方でいうと、これくらいの額が負担増という形になると思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 聞きたいと思ったことが答えられました。ちょっと特殊な場合で質問したいのですが、生活保護世帯の場合は、国民健康保険税はどんなふう徴収されて、医療費は病院に対して振興局の方から支払われるようになっていると思うのですが、この保険料の支払いについては、どういう手続きで入ってくるようになっているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 今の生活保護者の医療費の支払いの関係ですけれども、生活保護者の保険料の負担につきましてはありません。国民健康保険はあくまでも国民健康保険の加入者の方の医療費に対して、それに対しての保険税という形で納めてもらっています。生活保護者の方は、国の方の公費で税金という形で社会保障の給付費の中で見ているという形になります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） ひとつは医療費が年々増額の傾向にあるのかどうかということであります。医療というのは日進月歩で、どんどん高度な医療を使うと費用高くなっていくという傾向にあると思いますが、これは当然、それがちゃんと補償されなければならないと思うのですが、そういう点と給付費の動きと連動していると思うのです。それと同時に国が補助するという点では、どういう動きになっているのか、この3つの点について、まずお聞きしたいと思います。どういう傾向にあるかということです。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 近年の医療費の増加の状況ですけれども、給付費については、古い資料になりますけれども、平成24年度、20年を比べた数字になりますけれども、この間と言いますと24年度は27万3,113円、そして20年度については、23万4,103円という形になります。3万9,010円の増加ということで16.7%増という形になっています。

逆に、一人当たりの保険税の部分ですけれども、24年度につきましては11万5,763円、平成20年度については12万2,205円ということで、逆に6,262円減少という形になっています。

浜中町においては、率と言いますと5.1%、24年度までについては、落としているという形になっておりますけれども状況を言いますと、25、26の部分については、1人当たりの医療費については、若干増加傾向ということで、予算の給付費の中では、25年度の給付ベースからは、2%程度引き上げた形で当初予算の歳出の方で計上させていただいております。それと国の補助ですけれども最近と言いますと、平成25年に国と道の補助でいうと、全体の補助率は変わっていないのですけれども、医療給付費の分でいうと、それまで34%だったのが24年度から32%に2%落ちております。

ただ、この2%の部分は都道府県の調整交付金の方へ2%積み増しになっていますので、従前、道の方は7%だったのですけれども、9%という形で24年度から変更になっております。補助率については、国・道と合わせる分では変わっていないというふうに承知しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 浜中の場合は、全体的には増加傾向にあるんだけど1人1人で見れば24年と20年を比べて下がっている。ということは、その要因というのは、健康だということなのかどうなのか。その要因は何なのかということで、まずお答え願います。

それから今回、法定外繰入をされましたね。何年か前にもこのような減少がありましたよね。それから何年経っているかということですが、1億3,000万円位の補正を組まなければならないということは、他の会計から比べれば、異常な状態ではないかと私は前から言っているのですが、これは今度の補正の要因というのは、法定外繰入をしなければならないということで、理由として挙げられたのは一人当たり4万円くらいの負担が掛かると、だからそれを軽くするためだというようなお話があったかと思うのですが、何れにしましても、今、国からの交付金というのはかなり減ってきている中で、その減少分を保険者である行政が、負担をせざるを得ない状況であるということなので、それを手当てしない限り被保険者に、その分が全部被さっていくということになると、こういう方向で経理して行きますと、必ず見越したものを前取りして組まなければならないという事だと。

今回は、当初予算から1億3,000万円減らしていくと、さらに法定繰入れをするという事で均衡を図るということだと思うのですが、こういう減少は何年かに1回来るような感じがするのですが、これは浜中の場合はどういうふうになるのかということと、今までは絶対に独立採算を取っていくんだということでしたが、今回はそれを変えなければいけないという事ですが、あの時は私の答弁に対して理屈が通らないと、この方法が独立採算を取る事が一番良い方法だというお答えです。私は全国の国保をやっている行政が一番困っているのは、このことだと、やっぱり赤字は出ると、それを穴埋めしなければならないので、取りあえず一般財源から持ち込む法定外繰入をしなければならないという事で、払えない国保税にしないために、やむを得ない処置をとっているという事だと思ってきたんですが、浜中町も例外ではないんじゃないかと思うのですが、その

点についてお答え願います。今までの方向を変えるのか、これからも堅持するのか、その点ではどういうことを考えているのか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 1点目の浜中町は健康であるのかという部分と医療費の動向ですけれども、総体的に言いますと、浜中町の医療給付費1人当たりの部分ですけれども、全道でも下位があります。総体的に医療費は掛かっていない健康な町だということで、色々な所以はあるとは思いますが、そのように認識しております。

2点目の法定外繰入の部分ですけれども、最後に処置したのは平成16年度3月に赤字補てんという形でなりそうだということで、1,500万円入れています。この度の税負担ですね。基本的に法定外繰入の分については、従前の答弁の中で国保会計については独立採算制が基本であると。基本的にいうと相互扶助の中でやる制度ですので、特別会計として目的を持って被保険者の方に医療給付をして健康で、それに向かって仕事をしていただくというようなことが主たる目的かと思っております。単純に医療費の分を年間推計して、それに見合った補助金が来ますので、それを差し引いた残りを被保険者の町民の方に負担していただくという形になっています。

これは制度の基本でありますし、また議員ご指摘のとおり国保の財政が抱える問題ということで、全国的に赤字になっている、この要因については、やっぱり低所得者が多い、あと医療費がかかっている町村が多いなどの部分で、税負担を最終的には求めるのですけれども、赤字になる場合は一般会計なり許される範囲で、それぞれの町村で政策的に判断して、法定外繰入という形で赤字補てんや保険税の圧縮、先ほどお話ありましたけれども、税負担が著しく高くなるとやはり納めてもらう方も厳しいということで、福祉的な目的の部分でやっている市町村もあります。

ただ、あくまでも国の制度の中でやっていることですので、基本的に独立採算制というのは従前の答弁の中ではありません。違法ではありませんけれども、制度の在り方としては独立採算制で、この分はあくまでも被保険者の方に求めていくということでもあります。やはり16年度以降、特にその様な状況になったのは、町財政も中々厳しいという状況もあったと思いますし、当然、浜中町5割程度の方が被保険者ということで入っていますけれども、残りの半分近い方も税負担税の中から繰入金等をもたらすという形になりますので、それに対しての町民理解という分もあると思います。その経費があれば他のものができるのか、そういう色々な分もありますので、税の公平性も考えながら、あ

る財源を有効に使うということで、平成16年以降は一般会計からの法定外繰入については行っておりません。

それと今後の基本的なスタンスですけれども、今お話したとおり、独立採算制は基本的には維持しなければならないと担当者では思っています。補正の関係のところにも繰入金などの分が出てきますけれども、やはり基本的には赤字にする訳にはいかないというふうに考えております。繰り上げ充用なりをしても結局、最終的には税負担を町民に求めるという形になりますので、あくまでも今回の税額については、先ほど話しましたが、けれどもアップ率ですね。7.9%で一世帯当たり2万3,915円上がるという形になります。この額を繰り入れしてこの額です。7.9%上げなければならない負担していただかなければならない状況です。

仮に、この繰入等をもらわなければいくらになるかというお話をさせていただきますけれども、仮に頂かなければ一世帯当たり35万2,285円です。一世帯あたり4万9,168円アップです。単純平均ですけれども16.2%負担増という形になります。先ほどお話しましたけれども、これは限度額内の方には上がってしまっているのに関係ありませんので、主に中間層ですね。所得階層でいうと基幹産業である一次産業、漁業関係なりそういった層が多いのかと。それで家族が若干多い人等が負担が少し多いのかと、思っております。そのようなことを総合的に判断して、今回税条例の改正については、このアップ率で提案させていただいております。よろしくお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 今説明等をお聞きして、どうしても疑問に残ることは、例えば独立採算をとるといふか収益といいますか、その会計が黒字になったと、黒字分は積み超すと、赤字になった場合は補填すると、あるいは積み超した分を充てると、それでも足りなければ、法定外繰入れをするという形であれば、当初予算を大幅に補正しないで進めるのではないかと思うのですが、そういうやり方をやっている市町村もあると思うんです。

そこでは黒字になった部分を積立てていて、財源に充てるといふ方向でやりますと、当初予算はやっぱりシビアに見積もっていく訳ですね。そういう形になると思います。

ところが今、本町がやっている独立採算というのは、同じような感じはしますけれども、まず当初予算を多く組んでおいていくと。それで補正予算の時に多く減らすというようなやり方が目に見えるんです。こういうやり方というのは、やはりシビアな予算を

組むことにならないのではないかと、他の会計でそういうことがやられてはいないですよ。やっぱり黒字は繰越すそういうやり方をされている。この部分だけそうはされていないという理由は一体何なのか、ということの疑問がずっと残っている部分です。

そのことについて、お答え出来ればお答えしていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（渡部直人君）** 今の質問については、当初予算の組み方、予算の在り方ということだと思いますけれども、まずは予算のお話ししましたけれども、医療費のやはり見かただと思うんです一番は。医療費の見かた、例年厚生労働省の示す算式というのがありまして、過去3年なりの医療費の動向、あと被保険者、浜中町は今回のを見てお解りのとおり減ってきているんですね。医療費は1人当たりどれぐらい掛かるかという分でまず算定式に当てはめて医療費を推定します。

そのほか高額な医療費ですね。入院が多くなったとか、そういった事もありますので、その動向を過去5年くらいのスパンを見ながら、予算に耐えられる最後まで基本的にはその額で行けるという医療費額をまず固めて、あとは諸々の後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業電算拠出金というは、算定方式が決まっています。それで当初予算で組みます。ただ、この分については、4月に前々年度の精算などで数字が大幅に減額、逆に医療費、浜中町で抱える後期高齢者の方、75歳以上の医療費が前々年度の拠出金に相当した分より多くなる、少なかった場合は逆に追加で納付を求められるということもありますし、医療費が少なくすめば、拠出金が2年後調整されて少なくなるということもありますので、介護納付金も同じ仕組みになっていますけれども、そういった分での変動が毎年かなり大きいです。

主なところでは、歳出の部分この3つですね。歳入は当然その分に合わせて補助金、先ほど療養給付費32%になったというお話しましたけれども、その分や道調整交付金等を含めてルール分で見れる分については取りあえず見ると、特別調整交付金などにつきましては、実際その年の医療費の動向で著しく増加になったとか、あと所得が高い町村については、交付されにくいという制度に調整交付金はなっております。

これは保険者間の財政調整機能ですので、あくまでも所得が低くて医療費が高いというところには多く交付されるのですけれども、浜中の場合は国の基準から言うと所得階層でいうと所得が高いです。国の基準から言うと、高くて医療費は安いので一般的に交付額が普通7%と書いていますけれども7%出ないというケースもあります。7%出てな

い分は結局税の方に求めるという形になっておりますので、この歳入の部分では、そういう組み方で最終的に残りを税に求めています。途中で税の方に、新たな財源として求めることは当然出来ませんので、税については収納率も暦年管内ではトップで頑張っていると思いますし、税負担を被保険者の方々にお願いしているという状況にあります。

逆にいうと、25年度の状況を決算見込みですけれども、資料の18ページになりまされども、この分で繰越金が2,900万円になったというのを見ていただければお解りのとおり、実際、医療費推計が当初予算と医療費給付費の分も殆どいい感じで見えて、要は歳出ベースの1,100万円くらいしか残が残っていません。そういったところが、やはり繰越金が減ったということで、25年度については逆に9,800万円の繰越金がありましたけれども、その分を被保険者の皆様に減税という形でお戻し出来たのかと。毎年こういうような財政運営をしていますので、前年度の所得の状況を踏まえて予算組みをしております。

町村によって、当初予算で3月に税額を決めてというところも確かにあります。本町がもしこの方法をやりますと1億3,697万円減額していますので、この分を現年度分に賦課しなければならなくなりますので、最終的にはあまり最初から保険税を賦課しすぎるということで、税負担を求めるという感じになりますので、それは浜中町のやり方ではなくて、あくまでも所得が確定して前年分の繰越金を見ながら税率をなるべく押さえるという事で、毎年担当者は頭を痛めているところです。

以上で答弁を終わります。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

7番川村議員。

**○7番（川村義春君）** 1点のみ確認をさせていただきたいと思います。ただ今8番議員から法定外繰入のお話がありましたけれども、従来、国保会計というのは、独立採算制でやってきているということですよ。それで今回の法定外繰入については3,500万円、後ほどの補正予算で出てきますけれども、これについては、あくまでも激変緩和という形で今回やられるということで理解して良いですか。まずその1点だけ確認します。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（渡部直人君）** ただいまの7番議員の法定外繰入の関係ですけれども、後ほど補正予算でもお話をさせていただきますけれども、あくまでも法定外繰入については、

今回先程パーセンテージで言いましたけれども、本来ですと4万9,168円平均で上げなければならない、負担していただければならないと。それを2万3,915円の増に押さえた形になっています。

最終的には、この4万9,168円の方まで、額でいうと35万2,285円一世帯あたり頂かなければならないと基本的に思っています。この額はやはり税負担としては一世帯にすると大きいということの政策的判断ということで、今年度については思っています。今現在で3,500万円ですけれども、例えば医療費が、そのとおりに行くと3,500万円ですけれども、医療費がもし低く予定より1,000万円くらい余ったとなると、3,500万円単純にいうとありませんので、2,500万円で済むということもあるかもしれません。

逆に医療費が伸びた場合は、予備費が800万円くらいしかないものですから、あくまでも激変緩和、26年度の算定については、税率改正に当たっては激変緩和の措置ということです。よろしくご理解お願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** そういう基本認識でいて欲しいと思います。

今年度も今回の税率改正を行って、年度末になった時点で医療費の動向が減ったり増えたりする、そして繰越財源が出てくるという事によっては来年度、同じように一般会計からの繰入をするということになるのかどうかというのは不透明ですよ。解りませんから、今年度の経過を見て決算状況を踏まえて、また医療費の状況を見て、そういう中で6月の所得の確定を見て判断をすると、そういう姿勢を貫いて欲しいと思うのですが、改めて確認します。よろしくお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（渡部直人君）** 今の部分ですけれども、まず今年度については、後ほど補正の方で提案させていただきます3,500万円の予算措置という形になります。最終的には今年度、激変緩和措置という形で繰越金、従来の手法の税率改正の方法等は変えないということで、6月に所得の確定、医療費の動向、それと繰越金の状況、これで税率が決まっていくと。

先ほど今年の方で言っていましたけれども、加入者の負担感ですね。ここがやっぱり私どもの一番の悩みです。本来で言えば3月の補正時まで繰越金を赤字になるかもしれないけれども、そこまで持っていくという方法もあったかも知れません。しかし町の姿勢と

してやはり、これだけ今回入れるんだから、町民の方も将来的にこの負担が出ますよと  
いうことをお話する機会として、今回提案させていただいております。何れ毎年毎年の  
決算状況で判断させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第25号北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議につ  
いて

◎日程第4 議案第26号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関  
する協議について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第25号及び日程第4 議案第26号を一括議題と  
します。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第25号北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議  
について並びに議案第26号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関  
する協議については、関連がございますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合理約並びに北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、道内の  
市町村及び一部事務組合を構成団体とする一部事務組合であります。この度、上川中  
部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の解散脱退、道央廃棄物処理組合が加入するこ

と。

また、上川中部消防組合の解散により、鷹栖町と上川町の消防団の単独組織が設立されることに伴う加入と、赤平市が新たに滝川地区広域消防事務組合の構成団体に加入することに伴う脱退のため、構成団体の変更をする必要が生じたものであります。

地方自治法第286条第1項及び第290条では、これを組織する地方公共団体の数を増減する場合には、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるとされており、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、議会の議決をいただきたくご提案した次第であります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから、議案第25号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第26号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第25号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第26号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第25号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第27号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

◎日程第6 議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第5 議案第27号及び日程第6 議案第28号を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第27号及び議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、関連がございますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないことになっております。

今回は、議案第27号の熊牛地区辺地及び議案第28号の茶内地区辺地の整備計画の変更について総務大臣に提出するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

辺地整備計画の変更の概要を申し上げますと、熊牛地区辺地につきましては、今回、浜中姉別地区一般農道整備事業を加えるものであります。

また、茶内地区辺地につきましては、これまで整備計画にあった除雪トラック整備事業と茶内第三地区一般農道整備事業について、今回、除雪トラック整備事業を除雪ドレーザ整備事業に変更し、茶内第三地区一般農道整備事業の事業費の変更を行うものであります。

熊牛地区辺地計画及び茶内地区辺地計画の整備期間は、いずれも平成24年度から平成28年度までの5ヵ年となっております。

なお、平成26年5月16日付け地支第237号をもって、北海道知事との変更協議も整っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます

○議長(波岡玄智君) これから、議案第27号の質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 10ページから次の12ページの件について質問します。

24年度から28年度まで5年間とあって、文書で読みますと5月16日変更協議も整ったという説明がありましたが、公共的施設の整備計画については、何年を解決の目途に計画を立てているか。

それから、表の中のカッコ内の数字が出ているんですけども、この意味が解らないので説明をお願いしたいと思います。以上。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） この度の辺地計画の変更でございますけれども、まず一点目の計画期間でございますけれども、各辺地の計画期間については5年ということで定められております。

それと2点目のカッコの数値でございますけれども、カッコが変更後の数値ということでご理解いただきたいと思います。ですから12ページの中間の除雪機械でカッコ2,730万3,000円というのが変更後ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今、期日はいつまでと聞いたところ、24年から28年までの5カ年でということですが、これら具体的に、かんがい排水とか除雪とか道道とかというのは今の時点で、これは27年度、これは28年度予定してますとか、そういう答えは出来ないのですか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 詳細の年度につきましては、計画の一覧表があるのですけれども、今手元に持ってきてございませんでしたので、後でお示ししたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 財源の内訳のところですが、一般財源のうち辺地対策事業債ということでありまして、これはどのくらいの交付金といいますか、交付措置はできるのですか。というのは実際には70%の3割が地元負担という計算になると思うのですけれども、かんがい排水事業の関係で言えば、下流の河川だとか孤島だとかの水質汚泥の流出を除くというのは、そこの市町村の範囲でやるということなんでしょうか。

開発局なんなりが対応してくれるということなのか、あるいは民間業者がやるのかという点ではどういう形でやっていくのか。

それから、今までやられて完了した訳ですから、それを浚渫なんりのやってきた経歴がどのくらいあるのか。その点についても伺いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（野崎好春君）** まず1点目の辺地債の交付税算入の関係でございますけれども、辺地債は8割、過疎債が7割でご理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** 整備計画の熊牛地区のかんがい排水の事業関係のところの、排水あるいは河川の水質汚濁の除去の関係は、国の方でやるべき内容ではないかというご質問かと思いますが、各それぞれの平成23年に完了した、かん排事業での施設あるいは河川排水路、そういったものは全て国の方から町の方へ施設に移管されております。

その後の事業効果も含めた水質汚濁等の調査、そういったものも当然町の方で、その後、色々とデータを把握するために行うということで、事業完了後に農地水協議会というのが設立されまして、そちらの方で今水質の関係ですとか、そういったものを調査しながらデータを取っているという状況であります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** そうしますと何処かに委託してそういう仕事をしてもらう、その委託費といいますか、掛かった費用を町から支出すると、その財源は辺地債をあてながら対応するという意見合いですか。そういうことでよろしいのですか。そこを聞いているんです。色んな仕事がある訳ですよ。河川の汚泥を除去するとか、そういう計画を組んでいるんですよ。その為に必要な財源をここで出しているのですか。計画だけですか。説明してください。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** 今回のこの整備計画書に載っている金額、事業費あるいは一般財源、それから辺地の予定額これは平成23年までに完了した、かん排事業に要した町の負担分、これについての額がここに記載されているということでありまして。

先ほど申し上げましたが、その後の水質汚濁の防止そういった部分の所には、先ほど申し上げました農地水協議会という所に国、道、町の方でそれぞれ負担しながら、そちらの方で交付金を使って調査をするというような仕組みになっておりますので、今回の

整備計画書の中には、その分は含まれていません。まるっきり別のものということでご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（なし）と呼ぶ者あり

○議長（波岡玄智君） これから、議案第28号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第27号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第28号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第29号平成26年度浜中町一般会計補正予算（第1号）

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第29号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第29号平成26年度浜中町一般会計補正予算第1号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、国民健康保健特別会計繰出金のほか海岸整備事業に要する経費や町有建設車両に要する経費、中学校管理運営に要する経費など、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費、地域振興に要する経費で一般コミュニティ事業助成金240万円の増などで261万8,000円を補正、3款民生費では、放課後児童クラブに要する経費で臨時雇上賃金206万2,000円の追加とその他児童福祉に要する経費で道自治体システム協議会負担金205万7,000円の増など全体で422万4,000円の補正、4款衛生費では、国民健康保険特別会計繰出金3,791万8,000円を追加するほか、環境政策に要する経費で住宅用太陽光発電システム設置事業補助74万7,000円の追加など、全体で3,899万5,000円を補正、5款農林水産業費では林道に要する経費で道補助を受けて実施する林業専用道調査設計委託料486万円の増、有害鳥獣被害対策に要する経費で鳥獣被害防止対策協議会負担金50万円の増及び海岸整備事業に要する経費で、霧多布港海岸陸閘改良工事2,884万1,000円を追加するなど、4,309万7,000円を補正、6款商工費では、消費生活に要する経費で11万1,000円を補正、7款土木費では、町有建設車両に係る経費で、財源の関係から補正予定としておりました除雪車輛購入について、補助の内示があったことから2,621万円を増額するなど2,675万6,000円を補正、8款消防費では、災害対策に要する経費で丸山散布自治会自主防災組織に対する補助で一般コミュニティ事業助成金170万円を増額するなど、178万4,000円を補正、9款教育費では、小学校管理運営に要する経費で、霧多布小学校の児童遊具設置等工事111万4,000円の増額と、中学校管理運営に要する経費で、財源の関係から補正予定としておりました浜中中学校校舎改修工事について、財源の見通しがたったことから、校舎等補修工事3,996万円を増額するなど、全体で4,222万3,000円を補正、以上により、今回の補正額は、1億5,980万8,000円となります。

一方、歳入につきましては、地方交付税で霧多布港海岸陸閘改良事業に係る特別交付

税 2, 100万円と普通交付税 600万円、国庫支出金で特定防衛施設周辺整備調整交付金 3, 500万円など 6, 245万 1, 000円、町債 1, 500万円と繰越金 3, 913万 2, 000円などを充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、64億 8, 923万 6, 000となります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （議案第29号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。ありませんか。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 2点質問します。歳出の24ページ民生費のところ、放課後児童クラブ運営に要する経費で206万 2, 000円ということで、臨時雇上賃金ということで説明によりますと、障がい児の受入ということでの予算だと。放課後児童クラブというのも大変重宝がられているそういう制度だと思うのですが、浜中町では3カ所、私、最近児童クラブの方に行っていないので説明お願いしたいと思うのですけれども、3カ所あったと思います。その3カ所について児童数、担当の指導員、その指導員は皆さん臨時の方なのか正職員なのか、指導員の数と児童の数、それから決まりでは小学校1年生から4年生まで面倒みるということですが、その際、保護者が働いていて子どもの面倒が見れないということで、特にお母さんが働いていてということだったと思うのですが、この入所の条件と言いますか、そういう条件はあるけれども4年生以上の子どもでも、何とか面倒見てもらえないかという要望もあったように思うのですけれども、その場合に何人か条件を満たす中で、枠を広げてということがあるのかどうか。

それから障がい児受入という理由で1名の見合い分ということで、予算化されていますけれども、私の記憶では以前にも障がい児の受入1人でなくて、複数の障がい児が居たような気がするのですけれども、そういうところまで浜中町は範囲を広げて面倒をみて指導員も増やすという努力もされているのですけれども、障がい児担当ということでそんなに指導員の数も多くないと思うので、もしも施設の中で用事があって休む指導員が居た場合に、どういう形でサポートをしているかという問題です。

それと普通の日で何時から何時まで子供の面倒を見ているか、色々含めて聞いてしまいましたけれども、土日での出勤というのはあるのかどうなのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

2点目はコミュニティ活動ということで、西円の施設で椅子などの設備をしたいということですが、これはどういう目的で椅子などとありますから、どういうものを購入する予定であるのか。そして何をするのかということも説明していただきたいと思います。

それから丸山散布のコミュニティで、トランシーバーほかという説明がありましたけれども、ほかの部分もその何々を用意したのか。それは何処に置いておくものなのか。以上、その辺の説明をお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（伊藤敦子君）** 放課後児童クラブ臨時職員雇上の補正予算についてのご質問にお答えいたします。

まず、児童数と指導員数それと指導員の身分についてのご質問に対するお答えをいたします。まず児童数でございますけれども、現在3ヵ所児童クラブがございます、霧多布と茶内と浜中に1ヵ所ずつございます。霧多布の児童クラブにつきましては、現在児童数が29名。指導員が今回の臨時職員も含めまして3名、そのうち嘱託職員が2名で臨時職員が1名でございます。茶内の児童クラブにつきましては、児童数が10名、指導員数が1名で嘱託職員となっております。浜中の児童クラブにつきましては、児童数が2名、指導員数が1名で嘱託職員となっております。

それで入所の基準ですけれども、4年生までとなっておりますけれども、それ以上の5年生、6年生についての受け入れはないのかというご質問ですが、今のところ5年生6年生は受け付けをしておりません。入所の範囲の中には入っておりません。

ただ現在、来年度からの子ども子育て支援計画というのがございまして、その中でアンケートを昨年の予算で実施させていただきましたけれども、その要望によって、子ども子育て計画の中で策定委員の方に揉んでいただいて、来年度から受け入れをするかどうかということ、今後協議して決定していきたいと思っております。

それと3つ目のご質問でございますけれども、以前にも障がいのあるというか、特別に支援の必要なお子さんを受け入れしていたのではないかという、ご質問でございますけれども、霧多布の児童クラブにつきましては、定員が40名でございますが20名に

1名程度の指導員を付けると、町の基準ですけれども設けさせていただいておりました。手のかかる程度と言いますか、その子の状態によって、その中で指導していけると、前年度まで1名の特別支援の必要なお子さんを受け入れておりましたけれども、その中で実施をしていたのですけれども、今回につきましては、親御さんでありますとか、保育所の状況をお聞きしまして、排泄介助などが必要であるということで、その2名の中の指導がちょっと難しいのではないかとということで、今回臨時職員の賃金を上げさせていただいたところでございます。

先ほど指導員の人数をお答えしましたけれども、その他に休みのサポートとして臨時職員1名雇い入れをしております。その中で、休みの時に補充で入ったり、後は手が必要な時に入っていただいたりということをしております。

平日の受け入れが何時から何時までかというご質問でございますけれども、平日は下校時間から午後5時までの受入をしております。最大延長が5時半までです。休業日、夏休みとか冬休みですけれども、8時半から5時までで、最大5時半までの受け入れをしております。土曜日にも必要な場合には、半日ですけれども受入をしております。日曜日・祝日は受け入れしておりません。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（野崎好春君）** 歳出24ページの一般コミュニティ事業の助成金でございます。

この助成金につきましては、西円朱別連合会に対するものでございまして、当地域におきましては、平成24年3月に西円朱別小学校が閉校になりまして、その後、小学校さらには地域が協力して行事を行うということが年々少なくなりまして、地域住民が交流する機会も少なくなってきたという事から、地域住民が交流する機会を増やし地域を盛り上げる為に、各種レクリエーション等を計画しているところでございますけれども、現有の備品等が地区会館建設当時のもので、相当年数も経過していることなどから、今回新たに椅子、テレビ、ランニングマシン、エアロバイク等を整備し地域住民の健康増進、さらには地域住民の一層の交流を活発化するという目的で、この度コミュニティ助成があたったということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 30ページの災害対策に要する経費の、一般コミュニティ事業助成金の内容についてご説明いたします。これは丸山散布自治会自主防災組織

ということで助成金170万円となっております。

この事業は助成事業の中にあります、地域防災組織育成事業の中にあります、一定地域の住民が当該地区を災害から守る為に、自主的に結成した組織またはその連合体が行う地域防災活動に必要な設備等ということで、この度170万円の予算計上をさせていただきました。それで中身ですが、全部で18品目ございます。最初に説明いたします、小型トランシーバーが2台、ハンド型メガホンが2台、移動かまど防災用鍋、大型やかん、カセット焔炉、500リットルのタンク、折り畳みリヤカー、赤外線暖房機、石油ストーブ、それらガソリンの携行缶も含めます。それと発電機と灯光機に絡む一式ケーブルやコード、それに屋外用の便槽付きトイレです。今言われましたトランシーバーから灯光機までは、一昨年設置しましたコンテナの中に収納致しまして、トイレの屋外の便槽式のトイレは避難所の近くに設置するようになっております。

これは町で今進めています備蓄品と備蓄品の他に自主防災組織として、何が必要かということ去年詰めました中身で、今年170万円ということで助成を受けるようになりました。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○10番（加藤弘二君）** 2回目の質問ですけれども、先ほどの説明で、1回目の質問については了解いたしました。それでおやつ代といいますか、子ども達のおやつの前に集めていたかと思うのですが、それは今も実施されていて月々幾らで賄われているか、それが足りないものなのか間に合っているものなのか、その辺の所ですね。

それから色々子ども達も元気だから消耗品も沢山でるのではないかと思うのですが、そういうものというのは、それぞれ3つの施設からこういうものを買って欲しいとか、揃えて欲しいという要望が出てくると思うのですが、もしそういう要望があれば満足できるような対応がなされるような状況になっているかどうか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、コミュニティの関係ですが、両方のコミュニティもその地域にとって必要なものが、一つは廃校利用ということでの新しい形での形成といいますか、それからもう一つは防災関係で設備はしたものの、こういうものもあつたら良いんじゃないかというのは、それぞれで話合えば出てくるものだと思います。それで設置する場所はコンテナに入るものはコンテナへ、それからあとのものは何処に格納するのかというのは聞いてなかったもので、その説明をして欲しいことと、それから西円や防災関係のコミュニテ

ィの補助ですけれども、これはとても良い制度だと思うのですが、これからこの種のコミュニティでの活用、そういう希望も多くなっていくと思うのですが、その点についての要望や見通しなど説明していただきたいと思います。以上。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） おやつ代を月々いくらいただいているかという質問でございますけれども、おやつ代につきましては、折り紙などの材料費を含めまして3,000円月々いただいております。間に合っているかということですが、間に合せているという事になろうかと思えます。余り多額のご負担をいただくということよりも、その中で工夫をして3カ所それぞれで色々買っているようです。3カ所の消耗品の要求はどうなっているのかということですが、毎年約10万円、その3カ所で10万円の消耗品費ということで予算をいただいております。

その他に修繕料として、それはその時々ですけれども、その場所が壊れたとか今回につきましてはトイレの改修が必要でありますので、トイレを直したということで、その都度、要求をさせていただいておりますけれども、消耗品につきましては約10万円を3カ所でやりくりしながら、その年その年で要求するものを購入しているという形でございます。満足しているかどうかというか、その要求にあつて3カ所でやりくりしながら10万円を、その年その年で使わせていただいているという状況でございます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） まず一般コミュニティ助成金の関係でございますけれども、これにつきましては、各地域がコミュニティ活動をする上で、大変貴重な財源として活用されているところでございますけれども、これは例年9月くらいには、釧路の振興局の方から次年度の要望が来ます。これに基づきまして、町が各自治会の方に来年度以降の要望の聞き取り等を実施しながら、次年度どこの地域にするかということを決定しておりますが、今現在まだ5カ所くらいの自治会からの要望がございますので、これらについて、順次緊急性のあるもので過去に使った実績等を勘案しながら、町内部の方で協議しながら毎年度11月くらいには、道の方に要望しているということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 児童クラブの件で1点だけ、浜中の児童クラブ2名ということですが、あそこは確か10名以下で8名とか6名とかとの記憶があるのですが、今

日は初めて2名と聞いたのですが、希望者が居なかったのか、どうしてここまで児童が減ったのかということについてどう考えていますか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 4～5年くらい前までは10名程度で経過をしておりましてけれども、今は大方利用していたお子さんが高学年になったということで、必要なお子さんが低学年に余り居なくなったという現実がございますが、今年度、姉別方面から合併によっていらっしゃるお子さん達が居まして、その方たちの要望が今年度は2月末までの申し込みでしたので、その様子を見てと思っておりましたけれども、要望はあったのですが、結局は利用に至らなかった、2名程度の要望はあったのですけれども結局バスに乗れなくなるというか帰りは迎えに来なければいけなくなりますので、バスの時間に間に合わないとか、そういう理由もありまして利用に至らなかったお子さんが2名程度いらっしゃったかなと記憶ははっきりした数ではないのですけれども、いらっしゃったという記憶がございます。それと上のお子さんたちと一緒に帰らせたいとか、そういう要望もあって、色んな協議をした結果、結局は利用に至らなかったということでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 林業振興費の26ページのところですけれども、有害鳥獣被害対策に要する経費の中の28ページ、鳥獣被害防止対策協議会負担金の中の50万円というところがあったのですけれども、先ほどの説明の中で400万円のうち100万円を50万円ずつという話を聞いたのですけれども、この協議会というものは何処にあってどういう組織なのかお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 協議会の部分、どういう形になっているかというご質問ですけれども、農林業被害ということで、その農業、林業に関係する関係機関、その機関を構成としまして構成団体からまず申し上げますと、浜中町それから浜中町農業協同組合、それから浜中酪農業協同組合、釧路農業改良普及センター、釧路東部支所、北海道猟友会厚岸支部浜中分会、それから浜中町農業委員会、釧路東森林組合、こういった農林業関係の団体で構成した組織であります。

3月くらいまでに各関係機関と設立に向けて協議しまして、4月11日に設立総会と

いうことで、会を設立したというような経過になっております。

○議長（波岡玄智君） 菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） そうすると、これは町内各団体で作っているということだと思うのですが、その400万円と聞いたのは違うのですか。それとどういう活動をして、どのようなことをするのか。その辺の事を聞きたいのですが。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今、協議会としてどういう活動内容なのかということですが、まず金額としまして、協議会で今予定している事業というものが大体400万円くらいの事業規模で、平成26年度にやろうとしているのですが、その中でまず企画財政課長の説明にもありましたけれども、300万円を国の交付金で賄いまして、残りの地元負担という形になりますが、その100万円分を町と農協の方で、それぞれ折半しながら地元負担分を賄いながら、全体の事業として400万円の活動を行うというものであります。

それで具体的な活動の内容ですが、これにつきましては、大きく分けると2つの今活動といいますか取り組みとして考えています。一つはエゾシカの行動調査といいますか、生息調査平たく言いますとGPS発信機というものをシカに装着しまして、それでシカがどういった行動を取っているかを把握することによって、今後の色々な管理計画、言いかえると駆除の方法ですとか、そういったものに役立てるための基礎調査というようなものを、シカの行動を調べるということでも一つの取り組みとして考えています。

それともう一つは牧草、それから林帯、色々食害の関係がありますので、その被害の状況調査というものをもう少し専門的な部分から色々聞き取りもしながら、そういったところの被害調査を進めようということで、大きくはこの2つの取り組みを26年度の中で予定しているという形になっています。

○議長（波岡玄智君） 菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） そうすると支庁の林務課とそういう専門的なのは入っていないのでGPS等をやるというけれども、捕まえてやるというのは大変な仕事だと思うのですが、その辺そういう関係機関というのは入っているのかどうかだけお願いします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今ご質問にありましたけれども、専門的な分野かなり入って

くるかと思えます。今の構成団体の他に専門的な見地からの調査ということで、酪農学園大学そちらの方に専門とされている先生もおりますので、そちらのご協力をいただきながら、調査に当たっての委託とか、そういった形で酪農学園大学の協力をいただきながら、その辺の追跡調査あるいは食害被害調査といったものを、取り組んで行こうということ考えています。

**○議長（波岡玄智君）** この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 12時00分)

(再開 午後 1時00分)

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第29号の質疑を続けます。

6番中山議員。

**○6番（中山真一君）** 28ページ、漁港管理に要する経費につきまして、お尋ねをさせていただきます。補足説明では、琵琶瀬漁港の航路浚渫と火散布漁港の護岸補修ということですが、琵琶瀬漁港につきましても、それから火散布の漁港につきましても、この漁港の管理者は道ではないのかと思うのですが、それを何で町がやらなければならないのかという疑問を思いましたので、その辺につきまして道がやることに対して町が分担金というのですか、それを出すというのなら解るのですが、町がやらなければならない理由は何なのか教えていただきたいと思えます。

それから32ページ、小学校管理運営に要する経費で、霧多布小学校の児童遊具の設置工事が、昨年のふるさと納税されたお金を財源に使いたいという説明でしたが、昨年何処の人から貰ったふるさと納税で、この納税者の意図にはそういうものがあつたのかどうか。その辺のことにつきまして教えていただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（戸井洋典君）** 漁港管理の修繕料の関係でお答えいたします。管理者につきましては、議員おっしゃいますとおり北海道が管理者ということで浚渫等については、本来道が行うべきものであります。

ただ、実態といたしまして、今回補正をお願いする箇所、琵琶瀬漁港につきましては、橋上流部の用地護岸となっております。火散布漁港につきましては、左岸の上流部で航路護岸となっております。北海道と致しましては、用地護岸、航路護岸につきましては土砂が付いて成果が発揮されるということで、本来浚渫するべきものではないとされて

おります。ただ実態と致しましては、物揚げ岸壁として利用している箇所がありますので、そこは町で利用者に不便をかけないようにということで、手当てしたいと考えております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 2点目の霧多布小学校の遊具の財源について、教育委員会の方からお答えいたします。財源については本年2月に千葉県在住の本町の縁のある方から、ふるさと寄付金100万円の寄附をいただきまして、寄附者の意向としまして、霧多布小学校への教育のためにということの指定の寄附がありましたことから、今回教育委員会の方で予算措置をして、補正予算の計上となった経緯がありますので、ご理解いただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**○6番（中山真一君）** 漁港の修繕料につきまして、今水産課長の方から説明ございましたが、本来であれば道がやるべきものだけれどもという話がありましたが、利用者の便を考えれば町がやらざるを得ないということなのかと捉えますけれども、それによろしいでしょうか。それと琵琶瀬漁港の上流部右岸航路の浚渫ですか、それから火散布漁港の航路の護岸補修ですが、213万8,000円と68万6,900円ですか。それぞれの修繕の内容ですね。例えば、航路浚渫でしたら幅どのくらいで、何立米、何キロくらいで掘るんですか、その中身。それから護岸の補修も詳しく教えていただきたいと。それともう一つは、工期これがいつになるものなのか、予定しているのか。

そして、それぞれにつきましては、それぞれの漁業協同組合ないしは漁業者との打ち合わせは済んでいるのかどうか。その辺のこのについても教えていただきたいと思えます。

それから次、小学校管理運営のふるさと納税の話ですけれども、そういう点では、昔の縁の人ということで、霧多布小学校ということで指定されているみたいですので霧多布小学校の卒業生かと思えますけれども、それで児童の遊具ですが、この遊具の点検というのは、どういう方法でされているのか、年に何回されているのか。教育委員会の指示で各学校ないしはそれぞれの遊具設置場所の管理者に年に何回か指示して、その報告を受けているのか。それとも全くやっていないのか。そのやり方を教えていただければと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（戸井洋典君）** お答えいたします。

まず1点目の北海道が行うべきという関係でございますけれども、以前は用地護岸であっても、北海道で財政豊かな時はやってくれていた経緯がありますけれども、現在は用地護岸であれば浚渫すべき場所ではないということなので、北海道では掘ってくれません。それで町が利用者の利便性を考えて、実施するというところでございます。

2点目の内容でございますけれども、琵琶瀬上流部につきましては、橋の上流部延長で300メートル、幅で8メートル、深さで1メートルの予定をしております、全体で2,400立米程度の浚渫を予定しております。

火散布につきましては、物揚げ場として利用されている箇所につきまして、延長で20メートル、これにつきましては暮帰別で余りました矢板を再利用ということで考えております。

漁業者との打ち合わせでございますけれども、これは要望があった時点で箇所や工期について打ち合わせは済んでおります。工期でございますけれども、議会の議決をいただきましたら早速取りかかって、棹前昆布に出来れば間に合わせるようにしたいと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 2点目の質問にお答えいたします。学校施設の遊具の安全点検の質問にお答えします。学校施設の遊具の点検につきましては、文科省を通じて年2回ほどの調査がございます。今年4月に札幌市の児童公園の遊具の不具合の事故のあった記事が載った段階で、教育委員会としまして4月の段階で全部の学校の遊具等のまた樹木の安全点検を実施しております。その中では樹木、遊具等の大きな支障になるような事案についての点検の報告はないものであります。

なお、文科省の方としましては、遊具の安全点検につきましては、年2回程度の調査の申請の依頼が教育委員会の方にあるのが現状であります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 3番鈴木議員。

**○3番（鈴木敏文君）** 1点だけお聞きいたします。26ページの林道に要する経費の委託料であります。専用道調査設計委託料で熊牛南部線1,100メートルということ で100%補助ということだったのでしょうか。ということは国有林か道有林ということになるのでしょうか。

これから設計が行われて、いずれ林道が通ってそこから木材が搬出すると、こういう

イメージになるかと思うのですが、この詳細についてお聞きしたいと思います。この1点だけです。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 26ページの林業専用道の調査設計委託料の内容につきましてですけれども、まず専用道の位置関係ですが、熊牛南部ということで熊牛地区、浜中北4号の西1線から北6号まで、そういう場所になるのですけれども、その1,100メートルということになってます。

それで今回の国の100%過疎化の補助ということで、交付される訳ですけれども、今専用道を付けようとしている場所は町有林のところですが、町有林の部分に専用道を付けまして、そこから間伐というのですか、間伐材をそこから搬出する為の道路という事で、今回それを作る為の設計の委託ということになっています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） その工期といいますか、このスパンは何年くらい掛けて、間伐材が出るまで行くのかということが解れば教えていただきたい。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今回の専用道、この度で予算が議決されましたら、早速調査設計の方に掛かりまして、調査設計の内容を踏まえて、次回の議会の中で路線の工事費というものを計上させていただきたいという予定になっております。それで工期的な部分になりますけれども、1年間でそのままこの全路線を整備しようと考えております。今年整備した中で、今後当面は向こう3年間くらいの間伐の関係も搬出をするという形で、今予定をしているところです。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 2～3点お聞きをしたいと思います。

まず32ページの中学校管理運営に要する経費であります。その中の工事請負費、校舎等補修工事ということで、防衛調整交付金を持って改修工事をする訳ですけれども、この工事の内容これについて詳しく、どういう内容の改修工事をするのかお知らせください。

それと議長のお許しを得て関連でお聞きしたいのですけれども、30ページの災害対策に要する経費の一般コミュニティ助成事業、これの内容については先ほど質問されま

したので、内容については承知をいたしました。それで自主防災組織の関係についてお聞きをしたいのですが、実は今月6日の北海道新聞の記事で留萌管内遠別町は6月から町内会が自主防災組織を立ち上げたものに対して、人口1人当たり500円を毎年度交付する制度を作った。これは、その自治会内の高齢者等の要支援者名簿を作ればということが条件ですが、毎年亡くなったり、新たに障害者になったり、高齢者になったりする人がたが居るということで、毎年度、自治会で調整して作っていくと、そのことが条件で毎年度人口一人当たりですから、大きくはなるのですが500円を交付する制度を創設したという事が述べられておりました。今浜中町には、丸山散布地区一地区しかない訳ですが、今後10月以降に開かれる、まちづくり懇談会で、これの組織化について呼びかけをするという予定であると思います。こんな制度を創設するという考えは持てないかどうか。それについて伺いたいと思います。

それと歳入の関係で交付税に関わっても関連質問的になるのですが、議長よろしいでしょうか。政府は、地方交付税の関係で地域経済の活性化の実績を上げた自治体に配分する加算を2015年、来年から特別枠ということで3,500億円を増やすというふうにしております。地域の元気創造事業費を10年程度継続して加算規模を少しずつ増やすことを検討しているということで、これは骨太方針に盛り込まれるようでございます。それで浜中町の活性化として、ルパンの事業を一生懸命やっている訳なので、これらが対象になってくれれば良いと思っているのですが、その辺の見通しがあるかどうか、その辺だけお聞かせください。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 1点目の中学校管理運営に要する経費、工事請負費の工事内容について、答弁申し上げます。

学校につきましては、浜中中学校で昭和60年に建築されていまして、築29年の経過をしております。工事の内容としましては、外壁の塗装並びに雨漏り等の箇所がある事から、校舎の屋上の防水工事の2点が大きな工事内容であります。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 一般コミュニティ事業に関係します、自主防災組織の関係でございますけれども、私も新聞並びにテレビ等でこのことについては、確認はさせていただいております。

今後、現在一地区でございますけれど、これらの今遠別町で進めて取り組める部分で

は、かなり勉強不足ですので、この辺は経過等も十分私どもで検討させてください。それに伴って、何故こういうふうになったのかとか、その部分も含めて少し検討時間をいただきたいと思います。今段階ではこの事をどうするかということについては、今はまだ一切考えてはいなかったです。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（野崎好春君）** 地方交付税の特別枠の関係でございますけれども、今年度の算定と今事務を取り進めておりますが、この事業の詳細な中身については、まだ示されてきておりませんので、今後示されれば、議員おっしゃられたルパン三世等の地域活性化事業等が対象になれば、その辺についても申請していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○7番（川村義春君）** 校舎の改築の関係でございますけれども、聞きましたら外壁の塗装と屋上の防水工事ということであります。防水工事ですけれども、相当雨漏りが酷かったということでしょうか。

工事をする際、授業の支障にならないのかどうかという、例えば外壁なんかを張り替える場合については壁を剥がしたり、また張りついたり釘を打ったりそんなことで、子どもたちの授業に支障が出てくるのではないかと思いますけれども、その辺の対応というのは考えられているのかどうか。それと併せて工期についてお知らせをいただきたいと思います。

それから自主防災組織の助成の関係ですけれども、私も新聞で見た程度の知識しかありません。見たのは高齢者の要援護者名簿を作る事で、一人当たり500円を毎年度交付すると、その他に備えつけ備品等については、町の方から別枠で購入して配置をするということになっていますから、その交付された交付金、新たな制度については自由に自治会内で使っても良いという制度のようです。ですから自治会のコミュニティ活動にも使えるというような内容になっているようですけれども、今、前段答弁があったように十分勉強をしてもらって、次のまちづくり懇談会等で生かしていただきたいと思います。そういうことでの質問ですから、そういう考えがあるのかをお聞きしたいと思います。それで企画政課長の答弁結構でございます。そういうことでよろしく願います。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 再質問にお答えをいたします。まず工事にかかわる学校の

子ども方への授業への支障がないかという点でありますけれども、この後入札をするのですけれども、工期が決定した段階で現在も教育委員会の工事にありましては、業者と教育委員会更には学校が入りまして、授業に支障のないような工期の設定をしております。

音の大きな工事で授業時間に支障のある工事につきましては、なるべく最低限授業に支障のないようにということでは、業者と詰めて学校とも話をして工期を決定することです。今回の工事につきましても同じように教育委員会、学校、業者と入りまして、子ども方に授業の支障のないような工期日程にしたいと考えております。

また工期につきましては、今現在では不確定ですけれども、4ヵ月程度だろうかと教育委員会の方では考えております。現状の浜中中学校の校舎の状況でありますけれども、現在雨漏りが6ヵ所程度ありまして、防水にあたっての工法についてもウレタン吹きつけ防水処理の工法を採用したいということで、教育委員会の方では考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 防災政策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 自主防災組織に関しての関係ですけれども、確かに遠別町の場合は、自主防災組織自体の組織率も低かったということで報道では聞いております。最終的には組織率の向上というんですか、それらを目的と聞いておりますので、これはしっかり10月のまちづくり懇談会までには、ある程度本当に勉強をさせていただきまして、良いものであれば検討するものは検討して、まず基本に勉強してみたいと思いますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

2番石橋議員。

**○2番（石橋節男君）** 24ページ、民生費12節負担金でありますけれども、これはいただいた資料によりますと、子ども子育て支援新制度電算システム構築費用とありますけれども、この内容を詳しく説明してほしいと思います。お願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（山口ひとみ君）** ご質問にお答えいたします。簡単に申し上げますと新制度におきましては、保育所に入所するには、今までは保育に欠けるという入所の条件だったのですが、それが保育を必要とするという保育の必要性の認定にかかるシステムの導入ということになります。保育所の入所にかかる事務手続きをこのシステムでやることとなります。以上です。

○議長（波岡玄智君） いいですか。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 数点お尋ねします。まず歳入20ページです。先程来、出ていたふるさと納税ですけれども、これは先程千葉在住の方から100万円ということで、確かその他に5,000円というのがあって、100万5,000円の内容かと思うのですが、この100万円がふるさと納税という位置付でいつ納入になったのか、といいますのは、13年度の新聞によりますと、今年4月21日の新聞で2013年度の各自治体の納税額の一覧表があるんですけれども、これでは浜中町5,000円だけになっているんですね。他町と比べても明らかに少ないような状況です。

近年この納税に対する見方が変わってきて、お得感が出てきた中で今後ふるさと納税を浜中町として如何に増やしていくかというような考えがあるのかなのか。

それと28ページ、鳥獣被害防止協議会ですけれども、この内容は先ほどの説明で解りました。それで昨年、鉏路湿原で囲い罠、普通の足に掛ける罠、狩猟の三方式で本来鳥獣保護区で禁猟区だったところを、試験的にやってみたという結果が出ています。それによりますと圧倒的に8割以上が囲い罠の効果というのを、その時点で検証されている訳です。捕獲頭数が50何頭の内の8割がこの囲い罠で、その有効性は既に実証済みだと思えます。それを受けて、ここでも湿原では当然、現在発砲出来ないような状況の中で、この有効な罠の活用の方法というのは今後、協議会の中でもんで行かれるのかどうか。その点をお聞きいたします。

それと30ページ、丸山のコミュニティ助成です。これは先程の説明で色々な備品購入のリストがありました。聞いていまして、これはコミュニティで揃えるのが本当なのか、それとも防災の経費として揃えるのが本当なのかという、こういう制度があるから、それを利用して備蓄品を充実させていくというのは解るのですが、その辺が今一すみ分けが防災対策室の方とどうなっているのかを説明願いたいと思います。

合わせまして、現在、丸山にしかない浜中町の自主防災組織、この中身といいますか形は解りますけれども、要は防災組織の詳細というのは、例えば細かなこと言えば、避難者の近所の助け合いくらいまで踏み込まれたような話し合いというのは、現在出来ているのか出来ていないのか。合わせて前回も聞いていますけれども、他の地区への組織づくりの体制、今後の取り組み方も含めてお答え願います。

それと32ページ、聞こうと思っていたら聞かれてしまったんですけれども、この授

業への支障ということで言うと今現在、霧多布中学校耐震工事がされていると思うのですけれども、見た感じではかなり大掛かりな工事なので果たしてその辺が、今現在クリアになっているのかどうか。それと同じく32ページの給食センターに要する経費で、これは財源見ますと共済見舞金になっているということは、経年劣化じゃなく、例えば車両等の事故等によるものなのか。このオーバースライダーが破損した要因というのは何なのかを、お知らせ願いたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（佐藤佳信君）** まず歳入の20ページの給付金の件でございます。新聞報道でふるさと納税5,000円ということがあったそうですけれども、報道が若干間違っていたということでございます。平成25年度におきましては、4件で120万5,000円がございます。それが1点確認事項でございます。

それともう1点、今回99万5,000円の補正でございます。この内訳としましては、一般寄附金100万円、それとふるさと納税5,000円でございます。ですから2件あるのですけれども、1件は一般寄附、1件につきましては、ふるさと納税で、一般寄附は100万円で、ふるさと納税は5,000円ということで、当初この部分で1万円予算計上してございますので、その差引き99万5,000円を今回補正しようとするものでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（藤山巧君）** 28ページの協議会負担金に関連しての質問ですけれども、先ほど議員おっしゃられましたように、釧路湿原の方で昨年囲い罟等色々取組みされて、環境省の方で実施したかと聞いておりますけれども、捕獲頭数のうち8割程度囲い罟だったという事でありまして、今回の協議会の中で4番議員さんの方からもありましたけれども、協議会の取り組みの中で、GPSを付けての行動調査ということで、まずシカの行動範囲そういったところ、当町で冬になると海岸線の方に多く越冬という形でシカが来て、雪解けとともに林帯あるいは牧草地の方に移動しているというような大きな括りでいくとそういう動きをしているのかと感じておりますけれども、そういった動きが湿原の中でも、今回GPSを付けることによって、色々な動きというものをデータとして得られるのかと考えております。調査のシカの行動も把握出来れば、議員おっしゃられたように湿原の中、位置、場所、その辺は移動ルート等色々データが出てくれば選定する箇所というのにも出てくるかも知れませんが、そういったデータをまずと

ってみて、有効に湿原のエリアの中あるいは周辺で囲い罫というものが、協議会として今後検討できれば検討して、その辺のところも対策として林帯牧草地という形で移動するという、全体的なデータが得られれば湿原の一部といたしますか、そういったところも選定しながら囲い罫なり有効な手段というものを検討することができるかと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** ご質問にありました、まず丸山散布の自主防災組織に関係します、防災対策室での備蓄品の装備の仕方と自主防災組織の考え方ですけれども、単純に今コンテナを設置しまして、そのコンテナの中にある備蓄品に関しては、避難をした時に最低必要な部分として防災的には、今自主防災組織で考えています鍋とかヤカンそういったものは含まれておりませんが、これについては話合いの中で丸山自治会自主防災組織さんの方々が、これは単純に僕らと見解が若干違いますけれども、必要ということで、その辺のすみわけでございます。

それと自主防災組織の内容ですけれども、確かに中身を見ますと18条からなっています、その中身は防災事業の展開としましては、防災知識の普及、訓練に関すること、その他要支援者救出等の応急対策とかも入っております。入っておりますけれども、これらに基づきまして、今回コミュニティ助成ということで中身18項目ですけれども、これらが提出されたことでございます。

組織づくりですが、これについても本来機会がある毎に自治会さんにこういったお話しをすべきだとは思っております。これについては自治会さん、町内会さんに自主防災組織の立ち上げについては、今後も引き続き行っていく所存でございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（工藤吉治君）** 32ページの中学校管理運営に要する経費、工事請負費に関連しての質問にお答えいたします。現在、霧多布中学校の耐震補強工事が進捗しております。この工事の工程にあっても工事日程を決めるにあたって、教育委員会、業者、学校と協議しまして、子どもたちの授業等に支障のないような工事日程を決めさせてもらっております。

現在、道路側から見える校舎の工事等につきましては、見える方が特別教室で常時使われている教室でないことから、まずそれを初めに、更には普通教室の工事にあっては、

夏休み期間にかかるような感じで最小限授業に支障のないような工事日程で組んで、工事を進捗しておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、給食センターの関係についてお答えをいたします。給食センターの修繕料につきましては、議員おっしゃりますとおり、給食センターの職員が給食配送車を車両保管場所から移動させる際、シャッターを上げた状態で発進をさせるのですけれども、シャッターが下がってきたことに気付かず車両を発進させた為、車両上部とシャッターが接触しシャッターの一部が破損したことによる、修繕料の補正予算の計上でありますので、ご理解を願います。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○1番（田甫哲朗君）** 授業の支障に関しては理解いたしました。

今の給食センターに関しても理解はいたしました。一部破損という認識でよろしいですね。

それでまず防災です、これは自主防災組織の中で18条からの規約を作って、その中で要援護者等の規定も出来ていると、実際にそれは出来上がっているという認識で間違いないですか。それと合わせまして、今回の避難訓練に際して、この組織があることによつて避難参加率が良かったとか、そういう町民の意識の上ではどのように捉えているかをお聞きいたします。

それとシカです、これは調査例えば発信機を付けてGPSでその行動を調査した結果、有効な手段をこの中から見つけていくということでもありますけれども、その中に囲い罠という方法も選択肢としてはあると。ただ、選択肢であるというよりも、既に実績は出てる訳ですから、これはやはり前向きに検討して、そして罠ですから当然一度に10頭、20頭という数が一気に捕獲されてしまうのだらうと思うんです。

ただ、そうなった場合に処理の方法等もあるのかと思うのですけれども、何れ駆除の観点からいくと、これはかなり1頭1頭狩猟で撃っているよりは、かなり有効な手段だと思うので、是非これは前向きに検討していただきたいと思います。

それとふるさと納税ですけれども、これは新聞報道が間違っているという捉え方でよろしいのでしょうか。これを出すにあたって町の方に問い合わせというのは、事前にあったのでしょうか。これは因みに4月21日の釧路新聞の記事ですけれども、それで1点抜けていたのは今後の納税への啓発ですか、その答弁がなかったので1点お願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 囲い罫の有効性というのは、議員おっしゃっているとおりです。詳細なデータが取れましたら、湿原内と湿原の周辺行動の詳細が取れた場合は、湿原に限らず草地の周辺であったり、そういったところでより極端に言えば、多くのシカが獲れる場所というようなことも当然考えられますし、その選定の中で一つ湿原の中といたしますか、湿原の周辺ということも考えられます。囲い罫を設置する場合も、湿原の周辺、湿原等になりますと色んな手続き上のこともありますし、その辺のことをクリアしながら、あるいは先ほど言いました10頭20頭という頭数、多くの頭数が入るということになれば、当然それを搬出するような適地ということも頭に入れながら、設置することにはなろうかと思えますけれども、何れにしましても、そういったものの有効な手立てとして調査させてもらいながら、囲い罫の設置という部分も協議会として、関係機関と協議して行きたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 自主防災組織の規約については出来ておまして、25年1月1日よりこの規約に基づきまして、自主防災組織としての活動をしております。

それと今回避難訓練の参加率ですが、丸山散布自治体ということで17自治会中、上位から5番目となっております、参加率でいうと27%となっております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） ふるさと納税についてお答えいたします。新聞報道でございますけれども、町の方に照会がありましてお答えしたのですが、何らかの手違いがありまして数字を間違えて報告してしまいました。

その後、追って訂正の連絡を差し上げまして、訂正記事も出たということも聞いてございます。こういう間違いがあることによって、色々皆さんに迷惑を掛けてしまいましたけれども、今後このようなことがないように十分気を付けたいと思っております。

それから、ふるさと納税の啓発でございますけれども、ホームページに載せてございますし、機会ある毎に更新等をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員、ふるさと納税の新聞報道は何月の報道でした。

○1番（田甫哲朗君） 4月21日です。

**○議長（波岡玄智君）** 4月21日ですね。どうぞ。

**○1番（田甫哲朗君）** 今、質問した件に関しては理解いたしました。そして、訂正記事は多分見逃してしまって目にしていませんけれども、間違いなことだと思います。

もう一点探しましたので28ページ最後ですから、聞くことだけ聞いて答えてもらって終わりたいと思います。海岸整備事業に要する経費です。これは陸閘の装置の更新ですけれども、昨年3月に説明があつて3ヵ年計画で陸閘と局舎のシステムの更新をするということでありました。昨年3月議会で上がってきて、その時で確か1億800万円の事業だったと思うんです。それが多分、今年の3月28日の入札で1億465万2,000円で落札されたのが、多分1回目の工事かと思うのですけれども、これは約1年間の間を置いてようやく工事が始まるのかと、随分ゆっくりだという気がしています。その点の経緯。

それと、この機器ですけれども万が一、防潮堤を越波して海水が来た場合、当然機器も海水を被ってしまう訳でして、この辺の防水対策というのを施かされているのか。もっと心配するのが、海水を被った後に、閉めたものが再び開くということは大丈夫というふうに捉えているのか。機器等に浸水等の影響はあるのかないのか。その点の考えだけ聞いて終わりにいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（戸井洋典君）** お答えいたします。最初のご質問でございますけれども、3月に提案いたしました、1億800万円につきましては、9月末までの工期となっております。それは陸閘側にかかる現場側の発注でございます。今回は補正をお願いしている部分につきましては、局舎側の陸閘にかかるシステムの改修となっております。ステーション側のシステムが今回補正をお願いするものです。

2点目の質問でございますけれども、越波した場合の対策ということでございますけれども、それについては、詳しくは承知しておりませんが、多分駄目だと思います。そこまで担保されていないと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 今の説明ではちょっと納得が出来ないので、3回目ですから補足説明してください。これで最後なのできちんと答えてください。どうぞ。

**○水産課長（戸井洋典君）** 質問にお答えいたします。その越波の関係でございますけれども、当然、注意報なり警報なりありまして閉めるのは遠隔で閉めることは出来ますので、それで防御はできると思います。仮にその後、海水につかたとしましても、開

放するのには手動でも出来ますので、それは対応出来ると思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 越波した後の水門に入った水がどうやって引くのか、あるいは開かれるかということですが、電気系統駄目ですね。したがって手動で開けるといふことしか言えません。ですから、その瞬間に命を守るというふうな役目に限るんですね。陸開というのは、そんな感じだと思います。

要するに、入った水は排水といますか色々出す方法はあるんでしょうけれども、道路側溝ですとか、樋門の方で、ある程度の水は引いていくとは思いますが、まずその状況を見ながら開かれるかどうかという問題になりますと、手動でやれると、電気系統は駄目になるということで、樋管を空けて引かせるということでもありますので、宜しいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第30号平成26年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)

---

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第30号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第30号平成26年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、歳入では、平成25年度の決算に基づく剰余金を平成26年度予算に組入れ、国民健康保険税の減額財源に充て、議案第24号で議決をいただきました国保税率等の改正により保険税を当初予算額から減額し、国庫支出金、国庫負担金では、歳出の介護納付金及び後期高齢者医療費支援金の減に伴い、療養給付費等負担金を減額、国庫補助金では、特別調整交付の追加を見込み計上。療養給付費等交付金を追加、前期高齢者交付金を減額、道支出金では、特別調整交付金を追加し、繰入金では、保険税額の確定に伴う保険基盤安定繰入金軽減分を追加し、併せて、保険税負担の激変緩和措置に伴う財源補填として、その他繰入金を増額、繰越金で、前年度剰余金を、諸収入で、第三者納付金を追加するものです。

歳出では、総務費で、電算システム更新委託料等を追加するほか、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金の拠出額確定に伴う減額を行い、諸支出金では、国庫支出金等返還金を追加、予備費を減額し、歳出の減分を国保税の減額財源に充て、当初予算で計上した現年課税分の保険税の減額を行い、国保加入者の国保税の激変に対する負担の軽減措置を講じながら、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨に則り、引き続き事業の健全運営に努めるよう提案した次第であります。

補正の内容につきましては、歳入、1款・国民健康保険税で1億3,697万6,000円を減額、2款・国庫支出金で778万8,000円、3款・療養給付費等交付金で301万4,000円を追加。4款・前期高齢者交付金で765万円を減額、5款・道支出金で2,500万円、8款・繰入金で3,791万8,000円、9款・繰越金で2,907万5,000円、10款・諸収入で41万4,000円を追加しております。一方、歳出では、1款・総務費で136万4,000円を追加、3款・後期高齢者支援金で1,211万6,000円、4款・前期高齢者納付金で21万2,000円、5款・介護納付金で289万円の減額、8款・諸支出金では205万6,000円を追加、9款・予備費2,961万9,000円を減額。

この結果、補正額は歳入歳出それぞれ4,141万7,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ12億5,726万円にしようとするものであります。

この度の補正予算につきましては、去る6月2日開催の国保運営協議会に諮問し答申をいただいているところでございます。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） （議案第30号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第9 議案第31号人権擁護委員の候補者の推薦について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第31号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第31号人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由をご説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は天間館りゅう子氏と加藤憲治氏、中村裕子氏の3名ですが、このうち加藤憲治氏が本年9月30日をもって任期満了となることから、釧路地方法務局長から委嘱に伴う候補者の推薦依頼がありました。

加藤憲治氏は平成20年10月に委嘱されて以来、今日まで優れた活動実績を残されており、また、人格・見識ともに優れ、広く社会の実情に通じ人権擁護委員として最適任と判断されますので、引き続き法務大臣に推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の議決をいただきたくご提案した次第であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、適任と認めることに決定しました。

---

◎日程第10 議案第32号釧路町村公平委員会委員の選任同意について

◎日程第11 議案第33号釧路町村公平委員会委員の選任同意について

◎日程第12 議案第34号釧路町村公平委員会委員の選任同意について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第10 議案第32号ないし日程第12 議案第34号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第32号、議案第33号及び議案第34号釧路町村公平委員会委員の選任同意について提案の理由をご説明申し上げます。

釧路管内の町村で共同設置しております釧路町村公平委員会の委員につきましては、定数三名任期四年で、現在の委員の方々は平成22年8月1日から釧路町村公平委員会

委員に選任され、本年7月31日をもって任期満了となりますが、公平委員会委員の任期満了に伴う委員の選任につきましては、地方公務員法第9条の2第2項で議会の同意を要するとなっていることから、ここに提案申し上げるものであります。

議案第32号で提出しております堀内博志氏は浜中町役場に長く勤務され、監査委員事務局長、議会事務局長、教育委員会生涯学習課長兼総合文化センター館長兼体育振興課長、会計管理者を歴任され、議案第33号の中居茂氏は、標茶町役場に長く勤務され、町立病院事務長、税務課長、教育委員会社会教育課長を歴任されております。

また、議案第34号の馬場和男氏は、白糠町役場に長く勤務され、土木建設課長、建設課長、水道課長、水道部長、経済部長を歴任されておりますが、三氏とも人格識見に優れ、公平委員会委員として最適任と認め、委員として議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

なお、釧路管内全町村の議会の同意をいただいたあと、8月1日付けで任命の予定であります。

よろしくご審議のうえご同意くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、議案第32号を採決します。

諮りします。

本案は、適任と認めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、適任と認めることに決定しました。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、適任と認めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、適任と認めることに決定しました。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、適任と認めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、適任と認めることに決定しました。

---

### ◎日程第13 浜中町農業委員会委員の推薦について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第13 浜中町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

浜中町の農業委員会委員の任期は7月19日までとなっており、これに伴う選挙は4月6日に施行されますが、本件については、農業委員会等に関する法律第12条の規定により、去る5月9日付をもって町長から推薦の依頼をされているものであります。

お諮りします。

議会が推薦する農業委員については、同法第12条第2号の規定に基づき、議長による指名推薦によりたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議会が推薦する浜中町農業委員会委員は、議長において指名推薦することに決定しました。浜中町農業委員会委員に新井功仁恵君、堀金澄恵君を推薦します。

お諮りします。

ただいま議長において指名したお二方を、議会が推薦する浜中町農業委員会委員と決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の浜中町農業委員会委員には新井功仁恵君、堀金澄恵君を推薦

することに決定しました。

---

◎日程第14 発議案第3号「要支援者に対する介護予防給付の継続」と「利用者負担増の中止」を求める意見書の提出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第14 発議案第3号を議題とします。

お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第3号を採決します。

お諮ります。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 発議案第4号炭鉱技術海外移転事業の推進に関する意見書の提出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第15号 発議案第4号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （発議案第4号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、発議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 発議案第5号規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書の提出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第16 発議案第5号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （発議案第5号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 本案について、提案者の趣旨説明を求めます。

11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書の趣旨についてご説明申し上げます。

昨日の一般質問でも議論のあったところですが、政府の規制改革会議は5月22日今回の農業改革は農業政策上の大転換をするラストチャンスとして、農業ワーキンググループがまとめた農業改革案を農業改革に関する意見として発表いたしました。改革案には、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合のそれぞれの見直し案が提案されています。

現在、日本の農業、農村が置かれている現状は、大変厳しい状況にあります。農業を成長産業として維持、発展させる事で所得を増やし、農業農村を活性化することが最大の課題となっており、組織や制度の積極的な見直しや改革が必要なことは私もその通りだと思います。

しかしながら、改革会議がまとめた改革案でまず農業委員会の見直しでは、農業委員

の公選制を廃止し、自治体首長の選任制の導入、都道府県農業会議や全国農業会議所の廃止、農地の権利移動の許可制から届け出制に移行、行政庁への意見の公表、建議機能法律規制からの除外等々、これは農業、農村現場の実態を無視しただけでなく、これまでの農地の流動化政策の推進に全く逆行するものであります。

また、地域の農業者の代表である、農業委員会の役割を軽視した内容であり、現場で頑張っている農業委員の気持ちを削ぐ理解しがたい内容であり、決して容認できるものではありません。特に農業委員の公選制の廃止は、全国の農業委員の9割が無投票で選ばれているとの短絡的な理由には呆れるばかりです。無投票当選が増えているのは、農業委員に限ったことではなく、我々地方議会にも言えることですし、市町村長選においては、それを上回る率で無投票当選が増えていると思います。農業委員の公選制を廃止して、無投票で選ばれた市町村長の選任制にすると、いささか理屈に合わない話だと私は思います。

加えて、行政庁への意見の公表や建議活動を廃止するという事は、独立した行政委員会としての機能を排除することに等しいと思います。また農地法3条の農地の権利移動を届出にするということは、認定農業者への権利移動が徹底されない懸念があると同時に、農地を農地として利用しているか否かの検証が難しくなる懸念があります。

次に、農業生産法人の事業要件の廃止などの要件緩和は一般企業に農地所有の道を開くばかりか事実上、生産法人が何でも出来ることになりかねません。企業は利益優先であり、不採算部門からは撤退します。結果、耕作放棄地や失業者の発生などが懸念されます。到底容認できるものではありません。農業協同組合の見直し案では、環境の独自性を阻害しているのが、中央会制度として中央会の廃止や全農の株式会社化、更には信用共済部門の分離案、準組合員の利用制限を打ち出してあります。これまで地域の暮らしや営農を守り続けてきた農協の役割を否定するものであります。農業生産法人の要件緩和で一般企業の農業参入に道を開き農地の権利移動を自由にして、農業者の拠り所である事実上の農協解体にも等しい改革案が実施されれば、日々地道に努力している農業者の生産意欲を削ぐばかりか、これまで築いてきた農村社会の崩壊に繋がり兼ねません。日本の農業は、都市近郊農業、中山間地農業、一種兼業、二種兼業農家、北海道のような広い面積での専門的農業、土地条件、規模、気象条件の違いなど様々な条件下で存在している訳であります。一部実態を捉え、これらを日本農業全体の課題として、ひとつの法律や制度で一括りすること自体、私は無理があると思っております。

私は、これまで農業委員として中央要望の度毎に北海道においては、本州府県とは別の農業政策の確立をして欲しいと常に訴えて参りました。今回の改革会議の意見は、一部地域を捉えてのみの改革案であり、残念でなりません。農業団体である農協も農業委員会も現状で良しとしている訳ではなく、それぞれ自己改革案を提示しております。農林水産業、地域創造活性化プランの改定に当たっては、時間をかけてあらゆる生産現場の意見を反映させるよう、強く望むものであります。報道を見る限りにおいては、厳しい状況ですが、意見書に託すしかない事情をご理解いただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第5号を採決します。

この採決は、起立により行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立多数です。

したがって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 発議案第6号集团的自衛権に関する憲法解釈の変更に対する意見書の提出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第17 発議案第6号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （発議案第6号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 本案について、提案者の趣旨説明を求めます。

8番竹内議員。

**○8番（竹内健児君）** 集団的自衛権行使に反対の趣旨説明。安倍首相は20日までの今国会中に集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈の変更を閣議決定を強行しようとして暴走を加速しております。密室協議の中で血を流す閣議決定を許すことはできません。

歴代の自民党政策は、1954年自衛隊が創設されて以来、一貫して行使は憲法9条のもとで許されないとの解釈を国会国民に説明をして参りました。この説明を根底から覆し日本を海外で戦争する国へ作りかえる、今回の内容は歴史的な暴挙であります。一内閣の密室協議の判断だけで、行使可能とする企ては言語道断です。なぜ今国会の閣議決定に安倍首相は固執するのか疑問があります。政府は6月3日の与党協議会で米国や多国籍軍への軍事支援いわゆる後方支援が実施できると、4条件を示しましたが、国会での議論を与党協議進行中との理由で拒否しております。この4条件は戦闘地域で直接の戦闘行為以外のあらゆる軍事支援を可能にするものであることが判明し、3条件に改めましたが、自衛隊員の命にかかわる多国籍軍が現に戦闘行為を行っている現場では、支援活動はしないというもので、自衛隊の活動中に戦闘の発生が予測されるような危険な地域でも軍事支援が可能で、戦闘地域への派兵に本格的な道を開くもので歯止めは何もありません。非現実的な想定であります。

自衛隊が戦闘地域で活動すれば、相手側の攻撃を招き応戦することは避けられないと思います。日本だけが活動を休止中断することができるというのは、非現実的であります。これはイラクでの戦争でもイギリス軍が1,000名の犠牲を払っていると、命を落としているという事実からも、はっきりしていると思います。海外の戦争で日本の若者が血を流すこういう事態を招くことは明らかであります。閣議決定は許してはならないことだと思えます。安倍内閣のこの頃の手法は思想信条の色合いの近い人を身の回りに集める、こういう手法を使っています。数の力を背景に、首のすげ替えをどんどん進めているという状況があると思えます。日銀の総裁の首のすげ替え、内閣法制局長官のすげ替え、そしてNHK経営委員会の委員のすげ替え、原子力規制委員会のすげ替えこういうところで、はっきり出ていると思えますし、大新聞のマスコミの幹部との会食も頻繁にされております。地方の新聞を見ますと、全国新聞よりは遥かにマスコミの本来の姿を現しているそういう論評がしっかりと出ているような気がします。大新聞はその点は極めて脆弱であります。

1972年の政府見解では、自国の存立を全うする為には、自衛の措置が必要だとい

う事でありました。その時の政府見解は、それにしても他国に加えられた武力攻撃を阻止する集団的自衛権は憲法上許されないと明言している訳であります。これは繰り返して国会の答弁でもされております。許されるとする安倍首相の主張とは正反対の結論であります。政府は堅持してきた憲法解釈を詭弁ですり抜けようとする態度は国民に対して不誠実であります。安倍首相の血筋は皆さん御存じのように、岸信介元首相が祖父であります。日米安保条約の改定を強行し、1960年の安保で皆さん御存じのとおりであります。安倍首相の思想それは思想ですから、色々あると思いますが、私は今回の動きを見て太平洋戦争で失った名誉を取り戻したいという、戦間期の思想の持ち主だというふうにはノンフィクション作家の保坂正康さんが道新に書いております。

それを見ますと、戦争で負けた国が失われた名誉や領土を取り戻そうと再び戦争を始めるまでの期間を戦間期というといつて、第一次大戦で敗れたドイツのヒトラー、これは第2次大戦までこの戦間期を21年持ったということであります。日本は戦後69年間この戦間期の思想も持てなかった訳であります。それは憲法9条のお陰だと私は思います。再び戦争を起こすことはないように努力をして、戦後の日本を支えてきた人々は軍事的な力を重視する安倍政権の政策に疑問を持っているのではないのでしょうか。

今度の国会が終わるまでに閣議決定をする、そういう拙速な動き、これは何としても阻止すべきではないのでしょうか。そのことを皆さんに訴えて、ぜひこの集団的自衛権行使に反対することに賛成をいただきたいことをお願いして、趣旨説明といたします。

よろしく願いをいたします。

**○議長（波岡玄智君）** これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから、発議案第6号を採決します。

この採決は、起立により行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（波岡玄智君） 起立少数です。

したがって、発議案第6号は否決されました。

---

### ◎日程第18 議員の派遣について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第18 議員の派遣についてを議題とします。

北海道町村会議長会主催による、議員研修会等に派遣することにしたいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第120条の規定によって、議員を派遣することに決定しました。

---

### ◎日程第19 閉会中の継続調査の申し出について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第19 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま町長から、議案第35号が、北海道弁護士会から請願第1号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号並びに請願第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

## ◎日程第20 議案第35号工事請負契約の締結について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第20 議案第35号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第35号工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、旧じん芥焼却場を解体し撤去しようとするもので、第1回定例議会で予算議決をいただいております。この工事にあたり、去る6月10日町内業者が1社、町内外の経常建設共同企業体2社、町外業者2社、計5社による指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、中山、今井経常建設共同企業体が9,990万円で落札いたしました。

なお、工期は平成26年12月19日までとしております。ここに議会の議決を付すべき契約及び財産の取得または、処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 請願第1号「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」  
採択に関する請願

---

○議長(波岡玄智君) 日程第21 請願第1号を議題とします。

職員に請願書を朗読させます。

○議事係長(山平歳樹君) (請願第1号 朗読あるも省略)

○議長(波岡玄智君) 本件について、紹介議員より趣旨説明を求めます。

10番加藤議員。

○10番(加藤弘二君) 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書採択に関する請願の趣旨説明を行いたいと思います。その説明をする前に、現在ここに立って請願という形で提出させていただくことになった経過を申し上げたいと思います。去る4日開催された今議会の議会運営委員会において、北海道弁護士連合会からこれと全く同じ陳情がなされました。それで5人の議会運営委員で審査した結果、結論としては、これは本会議の議題として出さずに資料配布で終わるという事が結論でした。そういう議会運営委員会の重い結論でありましたけれども、私個人として、どうしてもこれは公の場で審議をしていただきたいという気持ちがありました。3月議会の始まる前にも既にこの陳情書は提出されていましたが、その時も是非、議論していただきたいという気持ちは持っていましたが、それがならず今回また正式にどうするかと言うことでの委員会の議論がありましたけれども、本会議には提出しないということでした。私がなぜこういう問題に対して、多くの他の議員の意思に反してまでも、この問題を提出したいかという理由です。

それは、竹内議員が集団的自衛権の容認は認められないというところでも申し上げましたけれども、現在、日本の進路について憲法の解釈改憲すなわち憲法9条戦争しない国から戦争する国へと解釈で改憲するという状況にありました。自衛隊が自国に攻めて来

なくても他国で戦争が起きている時に、後方支援として戦場に赴くという内容です。戦争に参加するということに対して、私は絶対反対でした。というのは、1945年終戦の年、私は4歳でした。生まれ育ちは函館港でした。あの戦争で満州やロシアからの引揚者が函館の港に大変この貧しい感じで引揚者がどんどん入ってきましたし、函館の街は浮浪児と米軍のMPなど米軍が闊歩するそういう状況を見てきました。国民は大変貧しい思いをしました。私は小さいながらも二度と再び日本が戦争に参加することがないようにということを心に決めました。それも小学校6年生辺りに日本の日本国憲法のお話しという副読本がありまして、平和主義、戦争放棄、基本的人権の尊重と素晴らしい憲法が日本に確立されて、これから明るい日本が来るんだと、そういう素晴らしい憲法が出てきたことにとっても感動を覚えながら学んだものでした。それが学校の教師になり、仕事をしていく中で、自分の言いたいことは言っていくという言論の自由が本当に認められそういう世界が、日本の中にあるんだとこういう状況を今後とも作って行きたいと思っていた訳であります。

しかし、特定秘密保護法の中では、先程弁護士会の方から出されておりましたように、目、耳、口を閉ざすような、ろくにものも話せないような社会がやってくる、このようなことで戦争への地ならしといえますか、先ず言論を止めさせて、戦前社会主義者と言われる人たちが戦争に反対するということを述べた者たちが、引っ張られていって牢獄に全部入れられるという中で戦争が始まった訳であります。このような状況が再び日本に訪れることの無い様に、この法案が決定された訳でありますけれども、施行期間まで1年間あります。12月7日で1年間なのでありますけれども、それまでに多くの町民や国民の声で、この法案が施行出来ないような状況になることを願いながら、今議会でこの請願が可決されるよう皆様のご協力を、よろしくお願いしたいと思います。

以上で趣旨説明を終わります。

**○議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本件は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。

請願第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(波岡玄智君) 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

---

### ◎閉会宣告

---

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これをもって、平成26年第2回浜中町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

(閉会 午後 3時 7分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員